

○深谷秀峰議長 次， 6 番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6 番 深谷渉議員 登壇〕

○6 番（深谷渉議員） 6 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに，地方創生戦略についてでございます。常陸太田市まち・ひと・しごと地方総合戦略についてお伺いいたします。

2008年に始まった日本の人口減少は，2040年以降は加速度的に進み，このままでは2050年には6割以上の地域で人口が半減し，2割の地域で住民がいなくなると危惧されております。言うまでもなく，人口減少が社会に与える影響は大きく，消費市場や経済規模は縮小し，人手不足により産業の衰退などを引き起こす中で，地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってまいります。

一方，若者は地方から流出し，東京圏への一極集中が進み，首都圏への人口集中度は諸外国に比べ圧倒的に高くなっております。このような状況を踏まえ，政府は昨年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき，日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと，地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。さらに，都道府県や市町村には，来年度までに地域の実情を踏まえた地域版総合戦略の策定が努力義務として課されております。

「まち・ひと・しごと創生法」の主な目的として，第1条に少子・高齢化の進展に的確に対応し，人口の減少に歯止めをかけるとともに，東京圏への人口の過度の集中を是正すると記されております。その上で，国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備，地域における社会生活インフラの維持，地域における雇用創出，国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。

国の27年度地方創生関連の予算措置は，総合戦略等を踏まえた個別施策に7,225億円，また地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする等の観点から，地方創生の取り組みに要する経費について，地方財政計画の歳出に1兆円を計上しております。これらの予算をどう生かしていくか，各自治体の手腕が示される年でございます。

まち・ひと・しごと等創生総合戦略の5カ年の基本目標は4項目であります。1つ目は地方に仕事を作り，安心して働けるようにする。2つ目は地方への新しい人の流れを作る。3点目は若い世代の結婚，出産，子育ての希望をかなえる。4点目が時代に合った地域を作り，安心な暮らしを守るとともに，地域と地域を連携する。この4項目は，先月の2月20日の全員協議会でも，少し言葉を変えて本市の重点戦略項目として発表されました。

本市が創生本部を設置して1カ月が経過しましたが，通常の業務とあわせ，新たな戦略策定には大変なご苦勞があるかと思えます。今回の地方創生に係る本市の当面の取り組みの中で，現段階での確認項目を以下7点にわたりお伺いいたします。

1つ目は，本市の人口減少分析と長期ビジョンについてお伺いいたします。

国は人口減少対策の基本的な視点として，東京一極集中の是正，若い世代の就労，結婚，子育て

ての希望の実現、地域の特性に即した課題の解決の3点を挙げ、地方創生で人口減少に歯止めをかければ、60年に人口1億人程度を確保できると展望しています。ただし、個人の自由な決定に基づく結婚や出産に数値目標を掲げることは適切ではありません。この点について、若者の希望が実現すれば、出生率は2013年の1.43から1.8程度まで向上するとの見通しを踏まえ、政策を総動員することを前面に打ち出しました。

今定例会で新市建設計画の変更についての議案が出ておりますが、そこには平成37年、2025年までの人口推移の指標見通しが示されております。そこで本市の人口の現状をどのように分析し、総合戦略で示されている2060年を視野に入れた中長期ビジョンをどのように描かれているのかお伺いをいたします。

2つ目は、戦略を立てるための人材確保についてをお伺いいたします。

本市の総合戦略の策定スケジュールによれば、9月までにおよその策定ができることになっております。しかし、全国では自治体によって厳しい財政状況から、職員の削減などにより計画作成のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は戦略づくりを支援するため、国家公務員や大学研究者などを派遣する地方創生人材支援制度を設けております。また、地域の実情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携していくことも重要と考えております。本市において、戦略を立てるための人材確保について、どのようなお考えなのかご所見をお伺いいたします。

次に、周辺市町村との連携のあり方についてお伺いいたします。

内閣府地方創生推進室の資料である地方版総合戦略作成のための手引には、広域観光や都市農村交流などの個別の施策における複数市町村間の連携のほか、ゾーン域設定を行った取り組みなど、市町村連携に関する施策に積極的に取り組むことが期待されております。本市では、この連携についてどのようなお考えなのかご所見をお伺いいたします。

次に、地方移住の推進と現状と今後の対策についてでございます。

近年、田舎暮らしを希望する人は確実に増えているようです。移住希望者の相談業務を行うNPOふるさと回帰支援センターの来訪者は、2008年以降右肩上がりです。かつては相談者の7割が定年を見据えた50代以上でしたが、近年では40代以下の相談者が過半数を占めているようです。さらに、来訪する相談者の7割は希望地域が決まっておらず、自治体側のPR次第で人気が大きく左右される傾向があるといえます。このことは、地方において移住のニーズを自分たちの地域に取り込む広報戦略の強化が求められていると考えられます。本市における地方移住の推進状況と広報戦略を含めた今後の対策についてご所見をお伺いいたします。

次に、仕事づくりの現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

仕事づくりで最も即効性のあるのは、人をたくさん雇用する企業誘致ですが、現在の経済状況下で立地条件の悪い茨城県北では厳しい現実があります。当然この企業誘致の促進は進めながら、一方で地方を元気にするのであれば、外から何かを引っ張るという取り組みよりも、内発的に本市のお宝をビジネスにつなげていくといった取り組みのほうに力を注ぐべきであると考えております。

日本海・島根半島沖の小さな島である島根県海士町や岡山県の西粟倉村、三重県の多気町などは地域振興で高い評価を上げている地域であり、これらに共通するのは地域の資源を生かし、まさに地域の宝である持ちごまで勝負している点であります。この地方創生のかぎは、地方の自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。

市長も施政方針の中で、地方を維持・活性化していくについては、自らの発想と創意工夫により課題の解決を図り、本市の特性を生かしたまちづくりを市民の皆様と進めていくと言われております。本市の今までの仕事づくりの現状と、今後の取り組む方向性をお聞かせください。

次に、小さな拠点についての考えと本市の対応についてお伺いいたします。

基本目標の4項目めに、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することとあります。その1つの手法として、小さな拠点の形成ということが示されております。この内容はどのようなものなのかご教示をお願いいたします。また、本市としてどのような対応をしていくのか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、地域経済分析システムについての具体的利用方法についてお伺いいたします。

まち・ひと・しごと創生地方版盤総合戦略の立案、実行、検証を支援するために、国は地域経済システムを開発し、その導入を各自治体に働きかけております。このシステムについてそこから得られる効果などを示していただき、本市としてどのように活用していく方向なのかお伺いをいたします。

続きまして、障害者支援についてお伺いいたします。

最初に、手話言語の条例制定についてでございます。今回の定例会で手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が出されております。文教民生委員会に所属しております私は、その内容を協議する前に手話に関して調べてみますと、多くの認識不足があったことを反省させられました。

1つは、手話は日本語を音声ではなく、手や指や表情に変えて表現していると思っておりましたが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系を持っている言語であるということとあります。また、聾学校では今まで長い間手話は禁止されていて、聾児同士が手話で話すことも禁じられていたこと、現在でも手話の授業がなく、手話を使って全ての授業を行っているわけでもないこととあります。

全日本ろうあ連盟の久松事務局長は、「手話もコミュニケーションする立派な言語として誇りを持ちたい。隠すことではなく、堂々と社会の中で手話を表現する。手話が日常的な言語であることを理解し、広めていくことが重要だ」と訴えております。そこで、本市の聴覚障害者の状況をどのように把握されているのかお伺いをいたします。また、手話についての認識と、本市の聴覚障害者への対応はどのようになっているのかをお伺いいたします。

そして、手話言語に関する条例の制定についてお伺いいたします。

地方では国に先駆けて条例制定の動きが出始めております。鳥取県は2013年10月、手話を言語として位置づけ、普及を図る手話言語条例を独自に制定いたしました。北海道の新得町や石狩市、三重県松阪市でも同様の条例が成立しております。また、兵庫県の篠山市では来年度か

ら条例が施行されます。

本市では、来年度から県の特別支援学校が開校しますが、これから市民の多くが障害者と触れ合う機会が多くなることと思われまます。「子育て上手常陸太田」とともに、「障害者に優しい常陸太田」となることを期待を込めてお伺いいたします。本市の手話言語に関する条例の制定について、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、ヘルプカードの普及促進についてでございます。

障害者が安心して歩けるまちづくり対策についてお伺いします。本市では、聴覚障害者以外にもいろいろな障害を持った方がおられます。そういった人たちに安心してまちを歩けるようにどのような配慮をしているのか、また、これからどのような対策をお考えなのかお伺いをいたします。

ヘルプカードの作成と普及についてでございます。

障害者が安心して外出できるため、ヘルプカードを作成し、普及を進めている自治体が増えております。ヘルプカードは、コミュニケーションに困難のある障害者が希望する支援内容や連絡先などをあらかじめカードに記入しておき、携帯するものです。緊急の際に周囲が支援しやすい環境を整えることが狙いで、特に聴覚障害者や知的障害など、一見して障害があるとわからない人のために有効であると言われております。

実施している自治体の利用者からは、「自分のことが伝えやすくなった」、「安心して外出して行動できる」といった声が寄せられていると聞いております。先の東日本大震災のとき、聴覚障害者に情報が伝わるのがおくれ、取り残されているという事態がありました。そういった災害時などには、周囲に支援を求めめるためのヘルプカードは有効に働きます。ヘルプカードの作成と普及についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問に、順次お答えをいたします。

本市の人口現状分析と長期ビジョンについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言の中にもありましたように、国において地方創生関連2法が昨年可決、成立をし、長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定をされ、都道府県及び市町村に対しまして、地方版の人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中に策定することを求めております。市においても、2月2日に市長を本部長とする常陸太田市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げまして、人口ビジョン及び総合戦略の策定に向けて動き出しております。

策定の初期の過程ではございますが、現状についてお答えをいたします。人口ビジョンの策定に当たっては、まず人口の現状分析を行い、総人口や年齢構成がどのように変化してきたか、その要因はどのようなものであったかなどを分析し、さらにさまざまな仮定のもとで、将来人口推計を行って比較することで、人口に関する今後の課題を把握し、今後予想される人口の変化が地

域の将来にどのような影響を及ぼすかを分析、考察することとなっております。

本市の人口の現状分析といたしましては、国が根拠として使用している5年ごとの国勢調査の結果によりますと、平成12年に6万1,869人だったものが、平成17年の調査では5万9,802人となっており、この間に人口減少の局面に入ったと言えます。ここから減少がずっと続いている状況にあります。エリアの面からこの10年の推移を見ますと、宅地開発や賃貸住宅の建設等により、内堀町や中城町、幡町、葉谷町などでは人口が増えているものの、全体といたしまして人口が減っている状況にあります。

年代別での平成17年と平成22年の国勢調査の結果の比較では、年少人口割合が13.3%から11.2%に、生産年齢人口が60.1%から59.1%に減少する一方で、老年人口割合が26.6%から29.7%に増加しております。

人口ビジョンにつきましては、策定の途中ではありますが、国の方針に基づき、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計を基礎として、総人口や年齢3区分別人口、出生数、転入・転出数等の分析に加え、地域経済分析システムを活用して、総合的に当市の人口ビジョンを策定していくこととなります。

次に、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を立てるための人材確保、人材支援制度の利用についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、人口ビジョン及び総合戦略の策定に際し、創生本部に部会及びワーキングチームを設置して進めるほか、市民、産業界、金融機関、医師会など各分野からの有識者を構成員とする有識者会議を設置し、総合戦略等の策定等に対する意見、提案のほか、総合戦略に基づき実施した事業についての効果検証をしていただくこととしております。

人材支援制度につきましては、国が地方創生人材支援制度及び地方創生コンシェルジュ制度を設けております。地方創生人材支援制度につきましては、平成27年度から5年間、原則といたしまして人口5万人以下規模の自治体に、首長の補佐役として国家公務員や大学研究者などを派遣する制度でございます。また、地方創生コンシェルジュ制度につきましては、地方版総合戦略の策定を含めた地方創生の取り組みを支援するための相談窓口制度でございます。

本市におきましては、人口規模から地方創生人材支援制度の活用には該当しないことから、各省庁の窓口としてさまざまな相談を受けることができる地方創生コンシェルジュ制度を活用し、総合戦略の策定、地方創生の取り組みを推進していこうと考えております。

次に、周辺市町村との連携のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

国においては、国の総合戦略の中で時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという基本目標を掲げ、各地方公共団体における地域間の連携を積極的に推進することとしております。本市におきましては、現在具体的な地域連携につきましてお答えできる段階にはございませんが、近隣自治体と連携した産業振興策の推進や国・県道等の交通アクセスの整備、広域的な観光振興等の自治体連携の可能性も探りながら、地方創生による広域連携のメリットを享受できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、地方移住の推進と現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、市の地方創生に係る基本方針の中で、本市への新しい人の流れを作るを基本的な枠組みの1つとしており、今後進めていくべき重点戦略の項目に、若者定住の促進及び移住対策を掲げております。現状といたしましては、移住希望者に対してグリーンふるさと振興機構の移住相談窓口や茨城県が所管をいたします「いばらきさとやま生活」、これらのホームページなどを活用し、市の魅力のPRや生活環境について紹介をしているところです。

今後の取り組みといたしましては、空き家バンクの創設に向けた取り組みを進めていくこととしており、移住希望者への便宜を図っていきたいと考えております。また、大分県豊後高田市などでは、新規就農や定住して起業する方を積極的に支援する仕組みを構築しており、それらを参考に農政部門、商工部門ともに連携し、新しい人材の誘致を検討してまいります。さらに、茨城県においても、平成27年度において地方創生の交付金を活用し、移住希望者によるお試し居住の実施や相談員を配置した都内への専門相談窓口の設置を予定していることから、こうした県の事業とも連携しながら、対策を講じていきたいと考えております。

次に、「小さな拠点」についての考え方と本市の対応についてのご質問にお答えをいたします。

「小さな拠点」とは、少子・高齢化や人口減少が進む中で、小学校区等の複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の生活サービスや地域活動を歩いていける範囲で集約するとともに、各集落をコミュニティバス等で結ぶことで、人々が交流する機会を広げ、集落地域の再生を目指す取り組みのことでございます。

国では、全国で5,000カ所程度を形成していく構想を打ち出しており、構想を進めていく地域に対して支援を進めることとしておりますが、現時点で具体的な地域や集落の指定、あるいは指定要件等について示されていない状況にあります。今後は総合戦略を策定していく中で、国の動向や支援制度、また現状関連施策との関係性等について情報収集をしていくとともに、小さな拠点づくりなど地域の特色が活かされた地域の活性化につながる施策について、部局横断的に連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、地域経済分析についての具体的な利用についてのご質問にお答えをいたします。

国におきましては、地域経済分析システム、いわゆるビッグデータを活用して地域経済の動き等を知ることができるシステムを、今後地方自治体が総合戦略の策定等、地域創生の取り組みを進める際の情報支援ツールとして開発中でございます。具体的な機能につきましては、産業マップ、観光マップ、人口マップ、自治体比較マップ等を整備することとしております。

例えば産業マップですと、産業別の市内以外の企業等との取引状況、収入支出状況等が示されますことから、詳細な産業戦略を策定する上で活用することができ、観光マップですと、携帯電話の位置情報を利用した人の移動状況、人の集積度合い等による観光戦略の策定に活用ができることとなります。

国は、来年度早々にシステムの提供を開始するとともに、活用支援を行う人材を各地域に配置し、各自治体がシステムを利用して総合戦略を策定する際の支援をすることとしており、市におきましても、いち早く利用が可能となるよう、2月13日、国に対して管理者登録を済ませている状況でございます。

今後の具体的な利用につきましては、地方創生の取り組みを推進していく上で、客観的、中立的なデータに基づく地域の現状と課題の把握、それに基づく地域課題の抽出が重要であることから、国の指導を受けながら、地域経済分析システムを積極的に活用し、有効かつ実効性の高い総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔榎村浩治商工観光部長 登壇〕

○榎村浩治商工観光部長 まち・ひと・しごと創生総合戦略についての中の、仕事づくりの現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

市では、平成18年度より企業誘致促進のために専門部署を設け、雇用の場の確保に向けて取り組んでおります。これまで市内工業団地や廃校跡地等へ企業を誘致し、市民雇用の場の創出を図っております。現在、宮の郷工業団地において、日立造船株式会社によります木質バイオマス発電所、同発電所に燃料を供給する宮の郷バイオマス有限責任事業組合のチップ製造工場が、本年7月稼働に向けて建設中でございます。今後、段階的に30名程度の雇用が既に計画されております。また、ハローワークと連携した市内事業所訪問による求人開拓や合同面接会、市内高校生を対象とした職場見学ツアーの実施などに取り組んでおり、引き続き取り組んでまいります。

今後、さらなる雇用の場の確保に向けまして、本議会に第2号議案と第11号議案を上程させていただいております。第2号議案の「常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例」では、企業立地を促進し、雇用創出が図れるよう、企業が立地した際にかかる固定資産税の課税免除の適用範囲を拡大しております。また、第11号議案の「常陸太田市企業立地等促進条例の一部改正」では、立地企業が再投資した、新たに雇用計画をした際に、市民の雇用促進につながるよう、雇用奨励金の適用範囲を拡大するものとしております。

一般の地方創生戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略における仕事の創生では、若い人たちが安心して働くことができるよう、雇用の質が求められております。また、高付加価値商品の開発や新たな付加価値を生み出す核となる企業の育成、地域産業の活性化が求められておりますことから、市では新製品、新技術開発を支援し、経営基盤の強化を図るための支援、また自社製品の販路拡大や取引先との事業提携先の開拓、受注機会の確保に要する費用の一部支援、技能・技術力向上を図るための技能訓練にかかる費用の一部支援、企業合同による就職面接会の開催など中小企業等支援事業と、新たに本市で起業・創業する事業者への支援など、本市産業の活性化と仕事の創生、雇用の確保に向けた取り組みを推進してまいりる予定でございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 手話言語の条例制定についてのご質問の中で、まず聴覚障害者の状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年3月1日現在における本市の聴覚機能障害者数は127人でございます。また、音声言語そしゃく機能障害者数が10名でございます。これらを障害程度の等級別の人数で申し上げますと、聴覚機能障害につきましては1級と5級の設定がございませんでして、2級が47人、

3級が15人、4級が25人、6級が40人の計127人でございます。また、音声言語そしゃく機能障害につきましては、やはりこちらも3級と4級しか等級の設定がございませんでして、3級が8人、4級が2人の合計10人でございます。この中には、脳血管障害や咽頭除去等に起因する方なども含まれてございます。

続きまして、手話についての認識と本市の対応についてのご質問にお答えをいたします。

市の窓口では、聴覚、言語等の障害に限らず、障害者に対する十分な理解と配慮、ノーマライゼーションの理念に基づいた接遇などを心がけております。現時点では、手話を使える職員が窓口配置されておられませんので、まずはコミュニケーションの方法などを確認した上で、説明、内容などを詳細に書き出すといった筆談などの方法により意思疎通を図り、誤解が生じないように対応しているところでございますが、今後の課題といたしましては、手話を使える職員の育成や配置といった体制づくりについても検討を進めていく必要があるものと思っております。

また、聴覚言語障害の方が講演会や学校等の行事などで、健常者の方々と一緒に参加する場合には、手話通訳者や要約筆記者を会場等に派遣いたしまして、利用者に対し通訳などを行う意思疎通支援事業を実施しております。こちらのサービスにつきましては、自己負担なしで利用できることとなっております。さらに、平成26年度より、手話奉仕員養成講座を開催いたしております。手話を通じたボランティア等の地域福祉活動に参加していただく方々を養成しており、現在、10名の方々が受講されております。

続きまして、手話言語に対する条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

今般、全国的に、国に対しまして手話言語法の法整備を求める動きが非常に活発になってきておまして、今年2月1日現在で申し上げますと、47都道府県及び1,556市区町村の議会におきまして、手話言語法の制定の意見書が採択されております。県内の状況を申し上げますと、県をはじめ12の市町議会で既に採択されており、議員のご発言にもございましたように、当市におきましても、本年2月に常陸太田市聴覚障害者協会から市議会のほうへ請願書が提出されていると伺ってございます。

一方、手話言語に関する条例につきましては、こちらも議員のご発言にもございましたように、平成25年10月に鳥取県において制定されたことに始まりまして、これまで10団体で制定されたと伺っておりますが、全国的にはまだまだ少なく、県内でも制定に至っている自治体はまだないような状況にございます。

そもそも手話言語条例の制定につきましては、法制定を前に進めるための1つのモデル的な取り組みとして始められたものであるといったお話なども伺ってございまして、今般、急激かつ全国的に法整備をめぐる動きが活発になっている状況の中で、本市における条例制定につきましては、そうした法整備をめぐる国の動き、あるいは近隣自治体等の動向なども注視しながら、その必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ヘルプカードの普及促進についてのご質問で、まず障害者が安心して歩けるまちづくり対策についてお答えをいたします。

本市では、障害のある方が安心して外出をし、町なかを歩くことができるためのソフト面の支

援につきましては、ご本人やご家族の希望に沿った内容のサービスが提供できるよう、努めているところでございます。中でも、買い物や金融機関に出向くといった社会生活上必要な日常的な外出や、余暇活動など社会参加のための外出時に支援員が同行をして、移動の介護・介助、外出先での排せつ、食事等の介護・介助、代筆、代読、その他必要な身の回りのお世話といった支援、介助を行う移動支援事業が多く利用されております。

また、視覚障害者に対しましては、移動時や外出時に動向をして、ガイドヘルプあるいは危険回避に係る視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行うサービスも提供いたしてございます。

このような障害者への直接的な支援のほかに、重度の障害者が通院・通所する際の交通費の助成や、県の取り組みであります茨城障害者等用駐車場利用証の交付なども行っておりますが、障害者の皆様の外出の機会は今後もますます増えてまいると考えておりますので、さまざまな場面において必要とされる支援の提供に努め、安心して歩けるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ヘルプカードの作成と普及についてお答えをいたします。

ご質問のヘルプカードにつきましては、一見障害者とはわからない方が、周囲に支援や困っていることをわかりやすく伝えるための方法として、近年幾つかの自治体で交付されており、災害や緊急時はもとより日常生活においても、主に公共交通機関などで多く利用されていると伺っております。さらに、ヘルプカードがあることで、本人の安心感はもとよりご家族などの不安を和らげる効果が期待できますとともに、使用時に支援をしてくれる方々との交流や情報交換といったきっかけにもなるという認識を持ってございます。

普及状況でございますけれども、東京都におきましては、ヘルプカード作成のためのガイドラインを各自治体に配布するといった積極的な取り組みを進めることによりまして、多くの市区におきまして導入が図られているというふうに伺ってございまして、また千葉県などでも導入されているというようなことを承知してございますけれども、議員のご発言のように、全国的に少しずつ広がりを見せてはいるものの、まだまだ認知度が高いというような状況にはないというような認識を持ってございまして、県内においてもこのカードの導入に至っている自治体はまだないというふうに承知してございます。

ヘルプカードは、障害のある方ご自身が支援を求める意思を表示するものであることから、まずはカードの所持に対して、障害のある方々のご意思を尊重することを第一義的に考える必要がありますし、また個人情報の取り扱いにもかかわる問題でもございますので、カード導入の検討を進めるに当たっては、市に既に設置されております障害者自立支援協議会や障害福祉関係団体等から十分ご意見を伺いながら、慎重に検討を進めていく必要があるものと思っております。

また、このヘルプカードにつきましては、前段でもお答え申し上げましたように、鉄道等公共交通機関などで広域的に利用されている機会が多くなるものと思われまますので、県や近隣市町村、さらにはカード利用に係る関係機関等々と連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

地方創生戦略についてでございます。計画段階ということで、大まかな状況を伺わせていただきました。議員としても、積極的にこういったものにご意見をさせていただきながら進めていきたいなという思いで質問をさせていただきましたので、ご了承願いたいと思います。

戦略を立てるための人材確保についてでございますけれども、コンシェルジュ制度を使うということでもありますけれども、コンシェルジュ制度、具体的にもう少しわかっている時点でどういうふうな使いをするのかお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 コンシェルジュ制度についてのお答えをいたします。

当初は、「省庁を限定して市町村が希望する」というような国のほうでの募集の仕方で行ってまいりましたが、最近示されたものと、茨城県を担当する国の職員という形、国ですと全府庁にまたがった中で職員を指名されて、その職員に直接各自治体から疑問等があれば支援をお伺いするというような形で、今現在、国でいいますと、全庁にまたがった職員名簿が提供されたという段階でございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

そうしますと、人材派遣というよりも、こちらから積極的にお伺いを立てるといったような制度かなと思います。それが県のほうに出向するという形だと理解はしますが、2月20日に全員協議会でいただきました資料によりますと、創生本部の下に部会というのを設けるということで、これはまだ具体的になっておりませんが、この部会、基本的な重点戦略項目を4つ掲げております。基本的に4つを部会として作って、その下にワーキングチームを置くのか、その辺の枠組みというのは現時点でどのようになっているのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 基本的な目標ごとに部会を設けて、その下に当然ワーキングチームを設けて、基本はワーキングチームで十分な論議をしていき、ワーキングチームから部会に持ち上げる、部会から本部にというような形を考えてございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

それでは、次に4点目の地方移住の推進と現状と今後の対策についてでございますけれども、ご答弁の中に、県として東京のほうに支援相談員を送るといった内容がございました。私も例にとりましたふるさと回帰支援センター、ここは専門の相談員を県で派遣したりして、まだ4つか5つの県だと思うんですが、各県のブースを作ったり、アピールが強いところはそちらのほ

うに移住したいなという人が引き込まれていくようなことらしいんですけども、その相談員というのは、このふるさと回帰支援センターのほうでよろしいのでしょうか。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 県の部分で、ふるさと回帰支援センターに配置されるという形で説明を受けております。当然市としても積極的に活用して、当市への移住を図っていただければと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) そうしますと、やはり県として相談員を出すということですから、県と連携をとって、常陸太田の今やっている制度とかを積極的にどんどんアピールしていただきたいなど要望したいと思います。

続きまして、仕事づくりの現状と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

仕事づくりにつきましては、非常にたくさんの施策の答弁がございました。その中で絞り込みますと、私が申しました海士町とか多気町とか、そういった例を出しましたけれども、具体的にそれを研究させていただいたかお伺いしたいんですけども。そして、その研究した成果として、どのような感想をお持ちになったのかお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいまのご発言の中で、参考事例ということでありました件については確認をさせていただきました。近年、経済社会の多様化、個性化、グローバル化の流れの中で、地域資源を生かした地場産業はそのまちの財産であると認識をしております。地域間競争を勝ち抜くための重要なツールの1つであるとも認識をしております。しかし、近年消費者ニーズの急激な変化とそれへの対応のおくれや、高賃金、生産・流通コスト高による競争力の低下、後継者難などによる存続危機がかつてなく高まってきているという状況も認識をしております。地場産業は地域に根差したもののだけに、その崩壊は当該産業の空洞化にとどまらず、雇用の悪化や地域社会の崩壊にもつながりかねないと認識をしております。

このような中で、ただいま議員のご発言にありました参考事例、先進自治体のような地域固有の資源である地場産業が改めて注目をされております。循環型経済社会への関心の高まり、ものづくりに対する再評価、若者間の職人志向の高まりによる復活の兆しが見受けられてもおります。地場産業を地域全体の活性化戦略の大きな柱としまして、需要開拓、人材確保、育成などの課題に、農商工連携、官民一体となって取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。具体的に解説してほしかったんですけども、ありがとうございました。

海士町がなぜ脚光を浴びたのかということ、海士町には資源は魚しかないということで、魚の輸送システムを画期的なものに変えてまちおこしを行ったということでもあります。西栗倉村に至っ

ては、うちには山林しかないということで、その山林をどう生かすかを真剣に考えた結果、ああいったシステムができたということでもあります。

たまたま昨日、経済番組を見ていましたら、東北の震災で大被害を受けてなくなった江戸時代から続く老舗のしょうゆ店の話をしておりました。その方は「もう後がない」ということで、震災という逆境の中で、「今まででは考えられないチャレンジができた」ということをおっしゃっていました。まさに「後がない」。海士町にしても、「うちは島のまちであるから、後がないんだ。合併もできない」ということで、町長自ら給与も削減して、職員も「私たちもじゃあ、給与を削減しますよ」ということで、みんながそういった形で協力し合って、どうしたらいいのかということ、ほんとに後がない状況でそのアイデアを生み出していった。

常陸太田は森林もありますし、農産物も豊かだし、いろいろな資源がある。そういった中で、危機感がまだ本市にはないのかなという思いがあります。茨城県もそうですけれども、知名度が低いというのは、豊か過ぎてなかなか気づかない。そういった視点というのが非常に大切なのかなと、昨日番組を見てそういうふうにしたんですけれども。そういった意味で、これしかないんだというものを1つに絞って、地場産業の育成をしていく取り組みをぜひとも続けてもらいたいなと思って要望いたしたいと思います。

続きまして、障害者支援についてお伺いいたします。

手話条例についてでありますけれども、その前に、聴覚障害者に関して耳マークというマークがあるんですけれども、どういうものかちょっとお教え願えますか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えします。

耳マークにつきましては、承知した範囲でございますけれども、昭和50年ぐらいからの歴史があるということで、ある熱心に取り組まれた方の発案によりまして利用が開始され、平成18年にきちっとした統一のマークとして使われるようになったということで、こちらは基本的に全日本難聴者・中途失聴者団体連合会という団体が定めたマークということで、そのマークについてそちらの団体の著作権があるということで承知をいたしてございます。

既に、金融機関あるいは病院、さらには公共機関、行政機関の窓口においてもこのマークを表示して、必要な援助を行う意思表示として活用されている。また、窓口等に掲出をして、情報提供手段を明示するといった方法で活用されているということで、承知をいたしてございます。こちらについては、各自治体でも活用事例があるということで承知をいたしてございまして、そちらの情報収集などをさらに積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

今、ご答弁ありましたように、群馬県の高崎市などでは耳の不自由な人への窓口の対応として、手話や筆談を希望する意思表示カードとして、窓口には耳カードを置いて、聴覚障害者の方に安心して対応ができるという、聴覚障害者の方が、その耳マークがあることによって社会進出を支え

てもらっているんだなという気持ちになって、ほっとするというようなお話を聞いております。市の対応としても、ぜひとも耳マークの設置も考えていただきたいのと要望いたしたいと思いません。

続きまして、手話言語条例に関してでございますけれども、国の動きの状況または他市の状況等、まだまだ普及されていないということの答弁がございました。ただ、国だけじゃなくて地方が動かすという視点から見た場合に、本市が行いました空き家条例がございます。各地で空き家が大変だということで、空き家条例が各地でできまして国を動かした。

国が昨年11月に、空き家等に関する条例の特別措置法を作って、今まで各地域でやってきた諸問題をまとめた形で特措法を作りまして、今、半分施行されて、6月から本格的に施行されるということでありまして、地方が条例を作って国を動かした、非常にいい例だと思うんですね。

2点、大きな問題を抱えていて、所有者を特定するのに地方でどんな障害があったかというところ、納税台帳が見られなかった。同じ庁舎内でも個人情報のために納税情報が見られず、特定に至らないというのが非常にネックだということがあって、それをできるようにしましょうというのが特措法の中に盛り込まれています。

そして、空き家の状態になっているのは、家が建っていれば土地が6分の1軽減されるから。固定資産税が。だから、壊れそうでも建てておくんだという状況になっている。特措法の中では、こういったものが空き家だと認定されれば、その6分の1の軽減するものを外せるようなシステムにしましょうというのが法律に盛り込まれました。まさに地方が条例を作った中で、諸問題をクリアするために国が動いたという例でございます。ぜひとも手話言語条例も地方がしっかり動いて、これから本市でも県の支援学校ができ、どんどん障害者の方も増えてくるかと思っておりますので、そういった条例を作って、しっかりとした本市の対応を望みたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。